

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和7年7月8日(2025.7.8)

【公開番号】特開2024-5382(P2024-5382A)
 【公開日】令和6年1月17日(2024.1.17)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-009
 【出願番号】特願2022-105541(P2022-105541)
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 1 0 / 0 8 3 (2 0 2 3 . 0 1)

10

G 0 6 Q 1 0 / 0 8 (2 0 2 4 . 0 1)

【 F I 】

G 0 6 Q 1 0 / 0 8 3 0 0

G 0 6 Q 5 0 / 2 8

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月30日(2025.6.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

荷物の配達または集荷を含む配送に利用される移動体による配送の障害となる要因に基づき、前記荷物の配達または集荷を含む配送に対する少なくとも陸路および空路を含む複数の移動経路の各々の移動手段に対応する移動体による配送可否を判定する判定部を備え、

前記判定部は、前記移動体、または、前記移動体による配送に関連する者の少なくともいずれかの状況に起因する前記要因に基づき、該当する移動体を配送不可であると判定する

30

情報処理システム。

【請求項2】

前記判定部により前記移動体、または、前記移動体による配送に関連する者の少なくともいずれかの状況に起因する前記要因に基づき配送不可であると判定された移動体を、前記荷物の配送を依頼する依頼者が前記荷物の配送に係る依頼内容において指定できないように制御する制御部、

を更に備える、

請求項1に記載の情報処理システム。

【請求項3】

40

前記判定部により配送可能であると判定された前記移動体による配送に係る情報を生成する生成部、

を更に備える、

請求項2に記載の情報処理システム。

【請求項4】

前記判定部は、前記移動体にマシントラブルが発生している場合に当該移動体による配送が不可であると判定する、

請求項1から請求項3までのうちいずれか一項に記載の情報処理システム。

【請求項5】

前記判定部は、前記移動体を利用する配送者が対応不可である場合に当該移動体による配

50

送が不可であると判定する、

請求項 1 から請求項 3 までのうちいずれか一項に記載の情報処理システム。

【請求項 6】

前記移動体は、無人移動体であり、

前記判定部は、前記無人移動体を管理する管理者が対応不可である場合に当該移動体による配送が不可であると判定する、

請求項 1 から請求項 3 までのうちいずれか一項に記載の情報処理システム。

【請求項 7】

荷物の配達または集荷を含む配送に利用される移動体による配送の障害となる要因に基づき、前記荷物の配達または集荷を含む配送に対する少なくとも陸路および空路を含む複数の移動経路の各々の移動手段に対応する移動体による配送可否を判定する判定部を備え

10

、前記判定部は、前記移動体、または、前記移動体による配送に関連する者の少なくともいずれかの状況に起因する前記要因に基づき、該当する移動体を配送不可であると判定する、
情報処理装置。

【請求項 8】

荷物の配達または集荷を含む配送に利用される移動体による配送の障害となる要因に基づき、前記荷物の配達または集荷を含む配送に対する少なくとも陸路および空路を含む複数の移動経路の各々の移動手段に対応する移動体による配送可否を判定することを含み、
前記判定では、前記移動体、または、前記移動体による配送に関連する者の少なくともいずれかの状況に起因する前記要因に基づき、該当する移動体を配送不可であると判定する、
コンピュータにより実行される情報処理方法。

20

【請求項 9】

コンピュータに、

荷物の配達または集荷を含む配送に利用される移動体による配送の障害となる要因に基づき、前記荷物の配達または集荷を含む配送に対する少なくとも陸路および空路を含む複数の移動経路の各々の移動手段に対応する移動体による配送可否を判定する判定機能を実現させ、

前記判定機能は、前記移動体、または、前記移動体による配送に関連する者の少なくともいずれかの状況に起因する前記要因に基づき、該当する移動体を配送不可であると判定する、
プログラム。

30

40

50